

陸前高田都市計画用途地域の変更（陸前高田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	その他 及び 備 考
第一種中高層住居 専用地域	約97ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	42.4%
第一種住居地域	約63.9ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	28.0%
第二種住居地域	約3.1ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.3%
近隣商業地域	約6.8ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.0%
商業地域	約18ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	7.9%
準工業地域	約39.7ha	20/10以下	6/10以下 8/10以下	—	—	—	17.4%
合 計	約229ha	—	—	—	—	—	100.0%

種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。

理 由

市街地における土地利活用の促進等のため、陸前高田都市計画用途地域を本案のとおり変更するものである。